

株式会社 堀内土木

環境経営レポート

(活動期間: 令和6年2月～令和7年1月)



発行日: 令和7年 2月 28日

株式会社 堀内土木
代表取締役 堀内 祐典

1. 取組の対象組織・活動

1.1 組織の概要

(1) 事業者名及び代表者名

株式会社堀内土木

代表取締役 堀内 祐典

(2) 所在地

静岡県磐田市向笠竹之内273-1

(3) 法人設立年月日

昭和40年 7月 1日

(4) 資本金

3700万円

(5) 環境管理責任者氏名及び事務局担当者連絡先

環境管理責任者:代表取締役常務 堀内 研矢

事務局担当者 :総務部 白幡 宣子

連絡先 電話:0538-38-2525 ファックス:0538-38-2290

(6) 事業内容

建設業 県知事許可(特-2)第6458号

生コン製造販売業 (認証番号)GB0307110

砂利採取販売業 (県登録第99号)

産業廃棄物処理業 (収集運搬、第02201003251号)

(中間処理、第02221003251号)

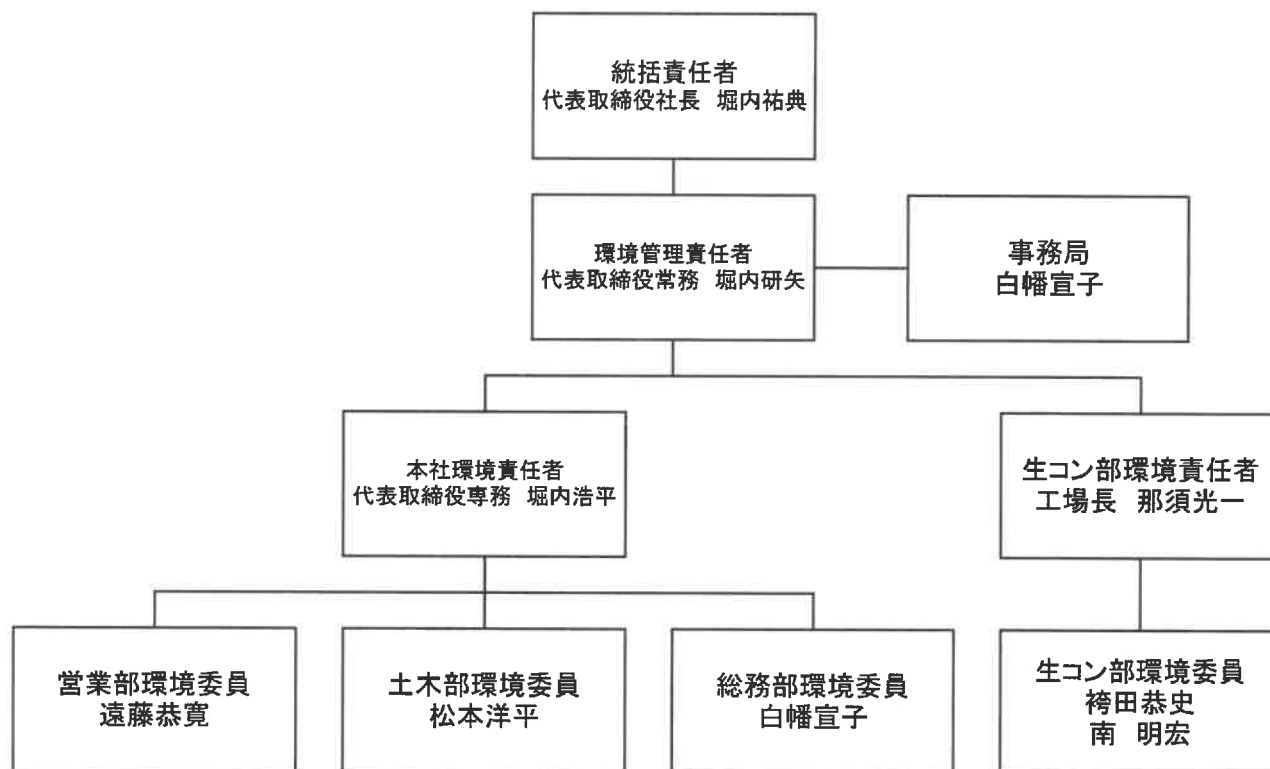
宅地建物取引業 県知事(15)第2340号

(7) 事業の規模

	単位	令和6年度
売上高	百万円	2,726
本社延べ床面積	m ²	711.9
生コン延べ床面積	m ²	278.66
車両台数	台	53
建設機械台数	台	14

従業員数 44名 (令和6年1月末現在)

(8) 実施体制図（認証・登録の対象組織）



統括責任者

環境方針策定、担当者の任命

取組状況の評価見直し

環境管理責任者

環境経営システム構築・実施・管理

全般の評価・改善

社長への報告、社員の教育指導

事務局

環境管理責任者の補佐

文書の作成、保管

環境経営システムの推進

環境責任者

環境目標・環境活動計画の作成

全般の評価・改善

社員の教育指導

環境委員

環境目標・環境活動計画の作成

取組の推進

(9) 産業廃棄物収集運搬業

許可都道府県：静岡県

事業の区分

産業廃棄物の種類

許可の年月日

許可の有効期限

収集運搬実績

運搬車両

許可番号 第02201003251号

収集運搬(積替え及び保管行為を除く)

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び

陶磁器くず、がれき類、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず。以上9品目

令和 4 年 1 月 10 日

令和 11 年 1 月 9 日

令和6年度 がれき類 603.55t

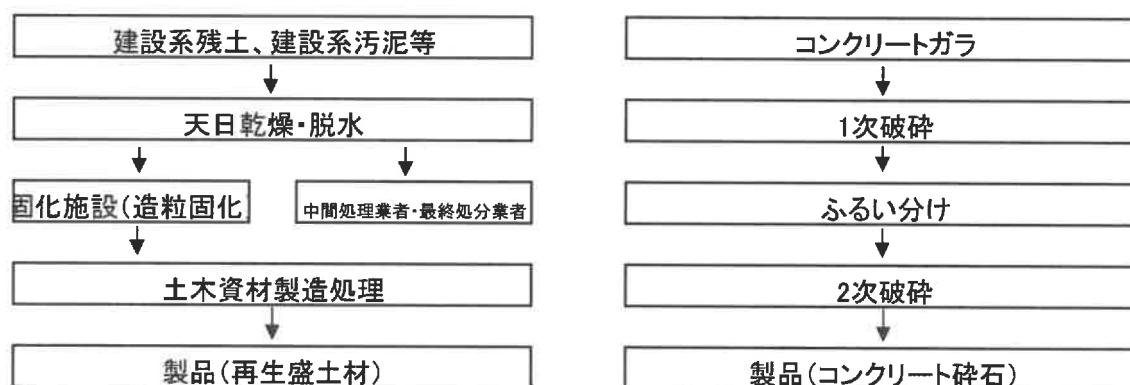
10tダンプ 3台 2tダンプ 2台 3tダンプ 2台

(10) 産業廃棄物処分量
許可都道府県: 静岡県

許可番号 第02221003251号

脱水処分	－汚泥
天日乾燥処分	－汚泥(砂利洗浄汚泥、建設汚泥及び浄水汚泥に限る)
破碎処分	－ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
土木資材製造処分	－汚泥(砂利洗浄汚泥、建設汚泥及び浄水汚泥に限る)
造粒固化処分	－汚泥(砂利洗浄汚泥、建設汚泥及び浄水汚泥に限る)
事業の用に供する施設	
破碎施設	処理能力 504.00 t / 日 (8時間) 設置平成13年12月11日
天日乾燥施設	処理能力 90.00m3 / 日 (8時間) 設置平成15年 4月18日
造粒固化施設	処理能力 240.00 t / 日 (8時間) 設置平成15年 4月18日
脱水施設	処理能力 119.20m3 / 日 (8時間) 設置平成17年 3月11日
土木資材製造施設	処理能力 967.68t / 日 (8時間) 設置令和 6年 6月11日
許可年月日	令和 3 年 12 月 11 日
許可の有効期限	令和 10 年 12 月 10 日

処理工程図



処分実績 令和6年度 汚泥 526.05 t ・ コンクリートガラ 4,063.88t

(11) 事業年度 令和5年2月～令和6年1月

1.2 認証・登録の対象組織・活動

登録事業者名: 株式会社 堀内土木
静岡県磐田市向笠竹之内273-1

対象事業所: 本社事業所

事業活動: 建設業、生コンクリート製造販売業、砂利採取販売業
産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理業、
宅地建物取引業、メガソーラー施工

2. 環境経営方針

2.1 基本理念・環境理念

人と自然が共生する豊かな自然環境の保全を目指し、信頼される企業として、地域の発展と繁栄に貢献します。

2.2 基本方針

- (1) 環境経営システムを構築し、環境負荷の軽減に積極的に取り組みます。
- (2) 環境への取組として特に次の事項を推進します。
 - 1) 二酸化炭素排出量の削減
 - 2) 一般廃棄物の削減と産業廃棄物リサイクルの推進
 - 3) 水使用量の削減
 - 4) グリーン購入の推進
 - 5) メガソーラー事業への積極的な参加
- (3) 環境関連法規及び条例等を遵守します。
- (4) リサイクルプラントにおいて、再生改良砂、泥土改良土等の研究開発を行い、地域のリサイクル促進に貢献します。
- (5) 環境教育を実施し、全従業員への環境経営方針の周知と環境に関する意識の向上を図ります
- (6) 地域社会との環境コミュニケーションを図ります。

平成 20 年 11 月 1 日制定

令和 2 年 4 月 1 日改定 (第4版)

株式会社 堀内土木

代表取締役 堀内 祐典

3. 環境経営目標

令和4年度の実績を基準とし、それに対して各3カ年において-3%を削減する環境目標としました。

目標は基準年と同じ売上を前提としています。

※環境省公表のR5年度の中部電力の排出係数(0.433)、鈴与電気の排出係数(0.336)を使用して

二酸化炭素の排出量を算出しました。

項目	単位	R5年度実績 (基準年)	R6年度目標値	R7年度目標値	R8年度目標値
環境配慮型製品の導入促進	件	－	導入促進に努める		
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	1,023,486	1,013,251	992,986	963,197
購入電力	kwh	271,233	268,521	263,150	255,256
ガソリン使用量	ℓ	19,716	19,519	19,128	18,555
軽油使用量	ℓ	330,954	327,644	321,092	311,459
車両燃費の向上	km/ℓ	2.73	一定基準を維持する(2.36)		
一般廃棄物排出量	t	1.15	1.14	1.12	1.08
産廃処分リサイクル率	%	100.0	100.0	100.0	100.0
水使用量	m ³	1,213.0	1,201	1,177	1,142
地下水使用量	m ³	8,676.0	数量は把握するが、目標値は設けない		
グリーン購入	品目	3	3	3	3
メガソーラー工事	件	－	積極的な受注に努める		
環境に配慮した取り組み	環境配慮工事の提案 環境負荷の少ない材料使用 ICTを活用した施工の推進				

4. 環境経営計画

取組項目		活動計画の内容	責任者
二酸化炭素排出量削減	電力使用量削減	冷暖房温度の設定管理(夏26℃、冬22℃)とし、エアコンフィルターの清掃をこまめに行う。 生コンプラントの製造工程において、設備制御部分に省力化や自動化を目的としたコンピューター制御で貯蔵、計量、練り混ぜ、積込み等の時間を最適に維持管理する。 リサイクルプラントにおいては作業効率を高めるため、集中的な作業を行う。 建設現場においては、赤色灯の太陽電池利用を推進する。 照明、電化製品・OA機器類の電源を、昼休み、外出時等にはOFFにする。 スイッチ箇所には消灯・節電のラベルを貼付し、節電の徹底を図る。	専務 工場長
	燃料使用量削減	車両の燃費向上を図る。 アイドリングストップ・暖気運転(夏季5分・冬季10分)の徹底をする。 エコドライブ(急発進・急加速・急ブレーキの抑制)の推進をする。 車両の定期的な整備点検を実施(適正な空気圧等)し、燃費向上を図る。 ダンプ車・ミキサー車の運転手は運転記録簿に記録し、作業効率の向上を図る。 配車係は最適な配車計画をし、適切な運行管理を行う。	専務 工場長
	環境配慮型製品導入	二酸化炭素排出量削減に係る全ての環境配慮型製品導入の促進を図る。	常務
廃棄物排出量削減	産業廃棄物のリサイクル推進	建設現場において、廃棄物の分別を行い、リサイクルを推進する。 リサイクルプラントにおいて、再生改良砂の更なる研究開発を行う。 分別徹底とリサイクルの啓蒙をする。 環境に配慮した土壌改良材の利用・普及を推進する。	専務 工場長
	一般廃棄物排出量削減	分別ボックスの設置をし、計量を行う。分別の徹底によるリサイクルの推進と排出量の削減を図る。 紙使用量の削減(ミスコピー防止、裏紙使用、両面印刷、電子媒体活用等により)を図る。 封筒の再利用、紙のリサイクル率向上を図る。	専務 工場長
水使用量削減		生コンプラント、砂利プラントにおいて、クローズドシステムにより、水の循環利用を促進し、地下水の節水を心掛ける。手洗い時等の節水、道具洗浄や洗車方法等の改善をする。 節水ノズル取付、土等の事前手洗い、バケツ・タオルを使用し、水の垂れ流しを抑制する。 地下水メーターの設置をして数値で管理する。雨水利用を推進する。	専務 工場長
啓蒙活動		ステッカー・張り紙貼付(スイッチ、社用車等)をする。社内のパトロール・点検をする。 取引企業等への取組の周知徹底を図る。エコマークを名刺、会社案内に記載し、工事現場に掲示してPRを図る。	専務 工場長
グリーン購入の推進		商品リストを作成し、毎年3品目以上の新規購入に努める。	常務
環境コミュニケーション		市内一斉美化活動や地域清掃等の社会活動に参加する。	常務
環境教育		環境委員会や全体会議、各課の会議等により環境教育を実施し、意識の向上を図る。	常務
メガソーラー工事		自然エネルギーである太陽光を発電するメガソーラーの工事を積極的に受注する。	専務

5. 令和5年度環境経営目標とその実績及び評価

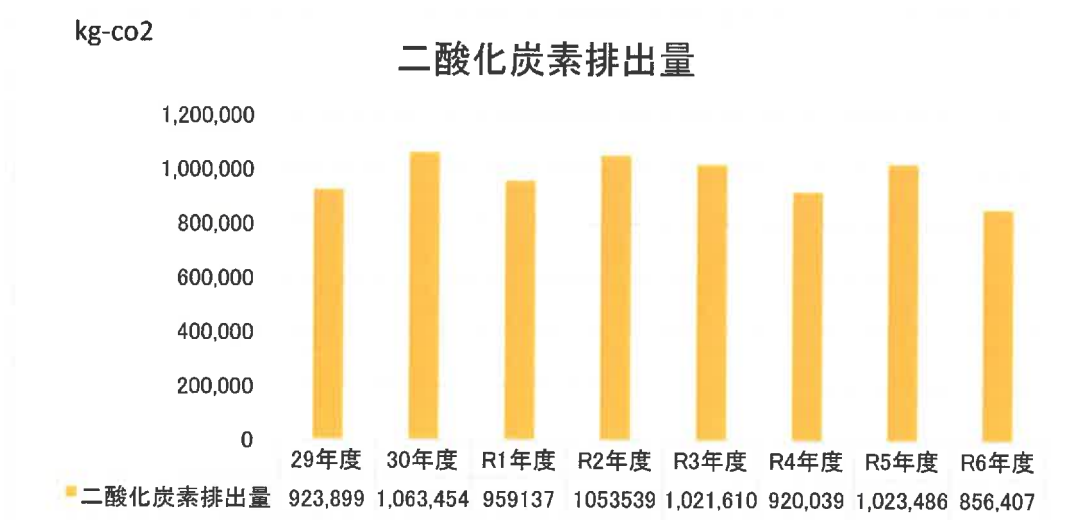
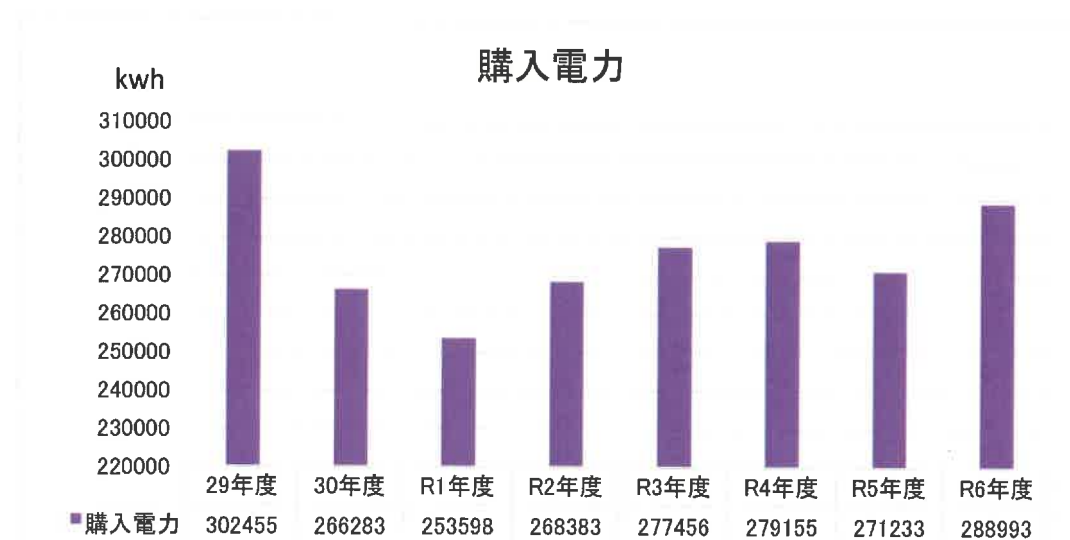
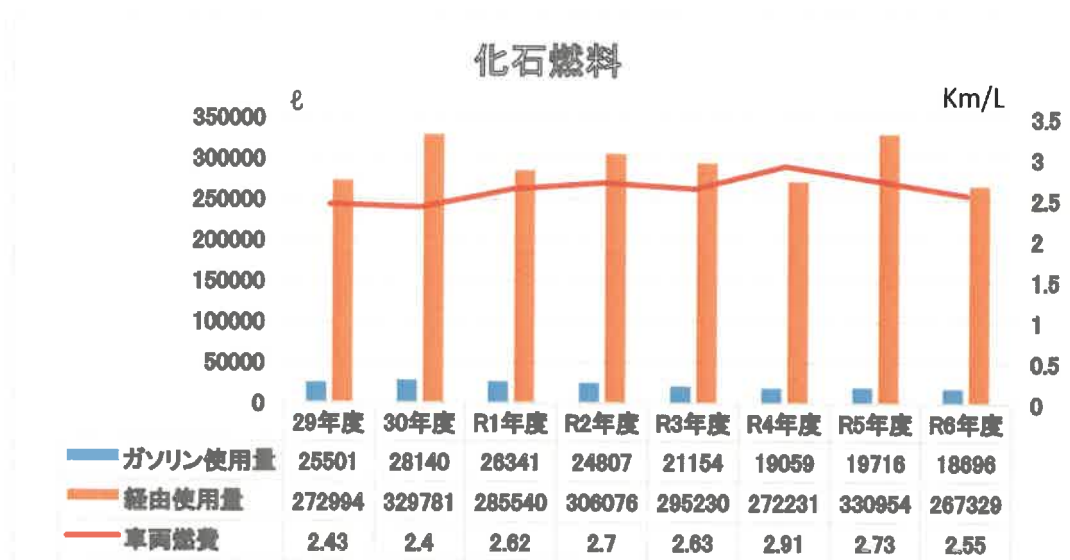
事業年度 R6年2月～R7年1月

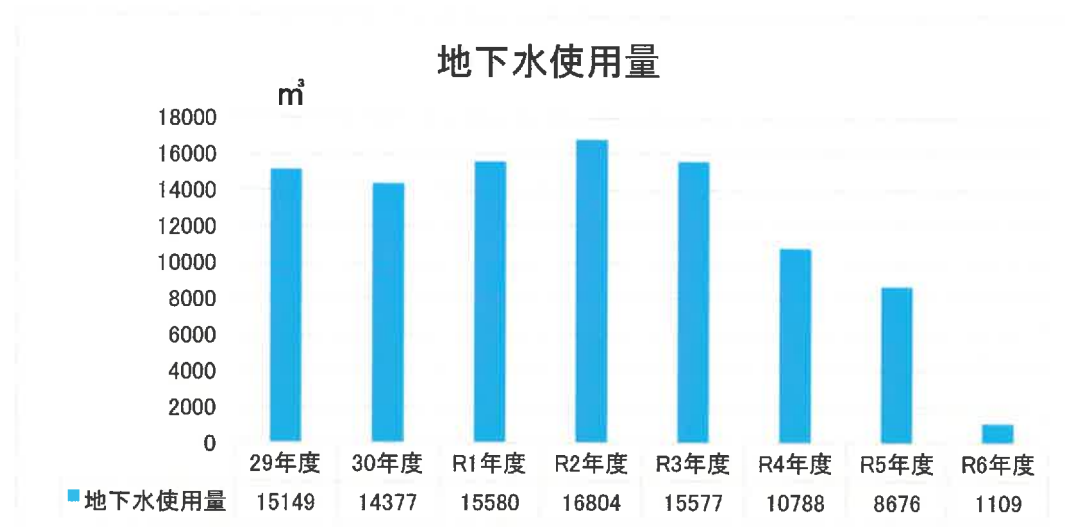
項目	単位	R6年度目標値	R6年度実績	評価
環境配慮型製品の導入促進	件	導入促進に努める	無	導入促進に努める
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	1,013,251	856,407	達成
購入電力	kwh	268,521	288,993	未達成
ガソリン使用量	ℓ	19,519	18,696	達成
軽油使用量	ℓ	327,644	267,329	達成
車両燃費の向上	km/ℓ	一定基準を維持する(2.36)	2.55	達成
一般廃棄物排出量	t	0.98	1.26	未達成
産廃処分リサイクル率	%	100.0	100.0	達成
水使用量	m ³	1,200.9	1,339.0	未達成
地下水使用量	m ³	数量は把握するが、目標値は設けない	1,109.0	節水に努めた
グリーン購入	品目	3	3	達成
メガソーラー工事	件	積極的な受注に努める	0	未達成 メガソーラー工事の積極的な受注を図る
環境に配慮した取り組み	環境配慮工事の提案 環境負荷の少ない材料使用 ICTを活用した施工の推進			

※水道水・・・生活用水に使用、地下水・・・生コン練り混ぜ水・砂利選別・場内散水に使用

- ・二酸化炭素排出量の目標は達成となったが、活動の継続に努める。
- ・購入電力の目標は未達成となったが、高圧電力を重油燃料から商用電力に切替た為による。
目標値の設定を見直す。
- ・一般廃棄物排出量は未達成となった。今後も削減に努める。
- ・水使用量は未達成となった。今後も削減に努める。
- ・環境に配慮するため、現場で舗装ガラ運搬時に飛散防止対策を行った。
- ・環境に配慮した取り組みについては、活動の継続に努める。
- ・化学物質として希硫酸を保管しているが、使用は全くなかった。

■参考 実績の図表





6. 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

取組項目		取組の内容	評価		次年度の取組
二酸化炭素排出量削減	電力使用量削減	冷暖房温度の設定管理(夏26℃、冬22℃)とし、エアコンフィルターの清掃をこまめに行う。 生コンプラントの製造工程において、設備制御部分に省力化や自動化を目的としたコンピューター制御で貯蔵、計量、練り混ぜ、積み込み等の時間を最適に維持管理する。 リサイクルプラントにおいては作業効率を高めるため、集中的な作業を行う。 建設現場においては、赤色灯の太陽電池利用を推進する。 照明、電化製品・OA機器類の電源を、昼休み、外出時等にはOFFにする。 スイッチ箇所には消灯・節電のラベルを貼付し、節電の徹底を図る。	○	徹底されていた	継続
	燃料使用量削減	車両の燃費向上を図る。 アイドリングストップ・暖気運転(夏季5分・冬季10分)の徹底をする。 エコドライブ(急発進・急加速・急ブレーキの抑制)の推進をする。 車輛の定期的な整備点検を実施(適正な空気圧等)し、燃費向上を図る。 ダンプ車・ミキサー車の運転手は運転記録簿に記録し、作業効率の向上を図る。 配車係は最適な配車計画をし、適切な運行管理を行う。	○	徹底されていた	継続
	環境配慮型製品導入	二酸化炭素排出量削減に係る全ての環境配慮型製品導入の促進を図る。	○	実施されていた	継続
廃棄物排出量削減	産業廃棄物のリサイクル推進	建設現場において、廃棄物の分別を行い、リサイクルを推進する。 分別徹底とリサイクルの啓蒙をする。 環境に配慮した土壌改良材の利用・普及を推進する。	○	実施されていた	継続
	一般廃棄物排出量削減	分別ボックスの設置をし、計量を行う。分別の徹底によるリサイクルの推進と排出量の削減を図る。 紙使用量の削減(ミスコピー防止、裏紙使用、両面印刷、電子媒体活用等により)を図る。 封筒の再利用、紙のリサイクル率向上を図る。	○	徹底されていた	継続
水使用量削減		生コンプラント、砂利プラントにおいて、クローズドシステムにより、水の循環利用を促進し、地下水の節水を心掛ける。手洗い時等の節水、道具洗浄や洗車方法等の改善をする。 節水ノズル取付、土等の事前手洗い、バケツ・タオルを使用し、水の垂れ流しを抑制する。 地下水メーターの設置をして数値で管理する。雨水利用を推進する。	○	実施されていた	継続
啓蒙活動		ステッカー・張り紙貼付(スイッチ、社用車等)をする。社内のパトロール・点検をする。 取引企業等への取組の周知徹底を図る。エコマークを名刺、会社案内に記載し、工事現場に掲示してPRを図る。	○	実施されていた	継続
グリーン購入の推進		商品リストを作成し、毎年3品目以上の新規購入に努める。	○	実施されていた	継続
環境コミュニケーション		市内一斉美化活動や地域清掃等の社会活動に参加する。	○	実施されていた	継続
環境教育		環境委員会や全体会議、各課の会議等により環境教育を実施し、意識の向上を図る。	○	実施されていた	継続
メガソーラー工事		自然エネルギーである太陽光を発電するメガソーラーの工事を積極的に受注する。	△	実施されていたが達成はしていない	継続

7. 環境関連法規制の遵守状況

(1) 法規制登録一覧及び遵守評価

確認日 令和7年2月21日

法規等の名称	主要な遵守事項	遵守状況												
廃棄物処理法	1) マニフェストの回収期限 * 受託した産廃の中間処理(コンクリート塊・汚泥 等) ・ C1票 保存 ・ C2票 交付日から 90 日以内 ・ D票 交付日から 90 日以内 処分終了後 10 日以内 ・ E票 交付日から 180 日以内 処分終了後 10 日以内 * 収集運搬した産廃 ・ B2 交付日から 90 日以内 運搬終了後 10 日以内 * 委託する産廃 ・ A票 保存 ・ B2 交付日から 90 日以内 ・ D票 交付日から 90 日以内 ・ E票 交付日から 180 日以内 2) マニフェストの保存期間 5 年間 3) 前年度マニフェスト交付状況を当年6月30日までに静岡県に報告 4) 廃棄物処理委託契約の確認(許可の有効期限、実地確認) 5) 収集運搬車への表示義務及び書面備え付け(携帯)義務 6) 産業廃棄物多量排出事業者 処理計画書及び実施状況報告義務	違反なし 報告済												
資源有効利用促進法 ※特定再利用業種に該当	1) 指定副産物の再生資源としての利用の促進に取り組む 2) 建設業の土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリートの塊 等	違反なし 再資源化促進												
建設リサイクル法	1) 対象工事の届出書面の作成と県知事への届出 2) 再資源化を実施(再生、焼却、埋立処分など)	違反なし 届出済												
騒音規制法 ※特定施設 土石用等の破碎機 コンクリートプラント コンプレッサー ブロー	1) 磐田市規制基準(第2種区域) <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">規 制 基 準</th></tr><tr><td>昼 間</td><td>(午前8時～午後6時)</td><td>55dB</td></tr><tr><td>朝・夕</td><td>(午前6時～午前8時、午後6時～午後10時)</td><td>50dB</td></tr><tr><td>夜 間</td><td>(午後10時～翌日の午前6時)</td><td>45dB</td></tr></table> ※レアウト変更／新設備の導入／異常音の発生 時に遵守評価が必要	区 分	規 制 基 準		昼 間	(午前8時～午後6時)	55dB	朝・夕	(午前6時～午前8時、午後6時～午後10時)	50dB	夜 間	(午後10時～翌日の午前6時)	45dB	違反なし 苦情なし
区 分	規 制 基 準													
昼 間	(午前8時～午後6時)	55dB												
朝・夕	(午前6時～午前8時、午後6時～午後10時)	50dB												
夜 間	(午後10時～翌日の午前6時)	45dB												
振動規制法 ※特定施設 土石用等の破碎機 コンプレッサー	1) 磐田市規制基準(第1種区域の2) <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">規 制 基 準</th></tr><tr><td>昼 間</td><td>(午前8時～午後8時)</td><td>65dB</td></tr><tr><td>夜 間</td><td>(午後8時～翌日の午前8時)</td><td>55dB</td></tr></table> ※レアウト変更／新設備の導入／異常振動の発生 時に遵守評価が必要	区 分	規 制 基 準		昼 間	(午前8時～午後8時)	65dB	夜 間	(午後8時～翌日の午前8時)	55dB	違反なし 苦情なし			
区 分	規 制 基 準													
昼 間	(午前8時～午後8時)	65dB												
夜 間	(午後8時～翌日の午前8時)	55dB												
水質汚濁防止法 ※貯油施設の保有 油水分離槽	1) 事故時の措置 応急措置を行い、事故の状況及び応急措置の概要を市長に報告 2) 油水分離槽の目視・確認、清掃 1回/月	違反なし												
静岡県生活環境の保全等に関する条例 砂利プラント破碎機	一般粉じん発生施設設置届出書 平成20年7月14日届出済	違反なし 届出済												
消防法 ※屋外タンク貯蔵所 1基 一般取扱所 2基 少量危険物貯蔵所 1基	1) 給油取扱所の地下タンク貯蔵所の定期点検(1回/年) 2) 製造所等定期自主点検(1回/年) 3) 周りに可燃物の無いことを確認 4) 消防設備の確認	違反なし 点検整備												
オフロード法	1) 基準適合表示のあるものを使用 2) 抑制指針に定める適切な燃料の使用 3) 適切な点検整備の実施	違反なし 点検整備												
フロン排出抑制法 エアコン バックホウ ホイローダ コンプレッサーのエアドライヤ	1) 対象機器の簡易点検(1回/3か月) 2) 対象機器の定期点検(1回/3年)	違反なし												

(2) 違反、訴訟等

環境関連法規への違反はありません。

なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありません。

(3) 苦情

苦情はありません。

8. 代表者による全体の評価と見直しの結果

現在、ロシアがウクライナに侵攻した戦争も3年が経過し、深刻なエネルギーや物資の不足に陥り、物価高騰や電気・ガス代の大幅な値上げが起きています。こうした情勢の中、エネルギーの大半を国外に頼る我が国において、SDGsに掲げられようように持続可能な社会を形成するためには、自国におけるエネルギーの自給自足や環境問題である温室効果ガスの削減のためにも、風力発電や太陽光発電のようなクリーンな再生可能エネルギーを導入する動きが全国各地で高まっています。また、甚大な被害を与えた地球温暖化による異常気象や大雨等を抑制するためにも、厳しい排ガス規制や電動化及び水素燃料への方針が打ち出されています。また、GX推進法が施行され、脱炭素化及びカーボンニュートラルへの取り組みが社会全体に求められております。

弊社においても、エネルギーをより省力化するために、デジタル化を推進し生産性向上を高め、より環境負荷が低く、より優れた車両や重機及び設備の導入・更新など、時代に沿った変革が、社会から必要とされ求められてきています。弊社では、大型生コンクリート車両や大型ダンプ車両等の更新も随時行い環境負荷低減には努めております。防潮堤建設のための大型ダンプ車両による多量の山土運搬の業務等も実施しておりますが、二酸化炭素排出量の削減については達成しており、車両燃費の向上についても達成しております。弊社としてはエコアクション21に、2009年から積極的に取り組んで来たことによる実績からもわかるように、これは、長年の努力の積み重ねにより、従業員一人一人にその意識が定着したことによるものです。

なお、環境方針や環境目標及び環境活動計画は同じ内容で継続し、環境経営システムは、環境関連法規制の変化にしっかりと対応していきます。

今後もさらに積極的な活動を継続し、従業員一人一人の環境に対する意識の向上と、企業のイメージ向上に繋げていきます。

令和7年2月21日

代表取締役 堀内 祐典

	変更の必要性の有無	
環境方針	無	有
環境目標及び環境活動計画	無	有
実施体制	無	有